

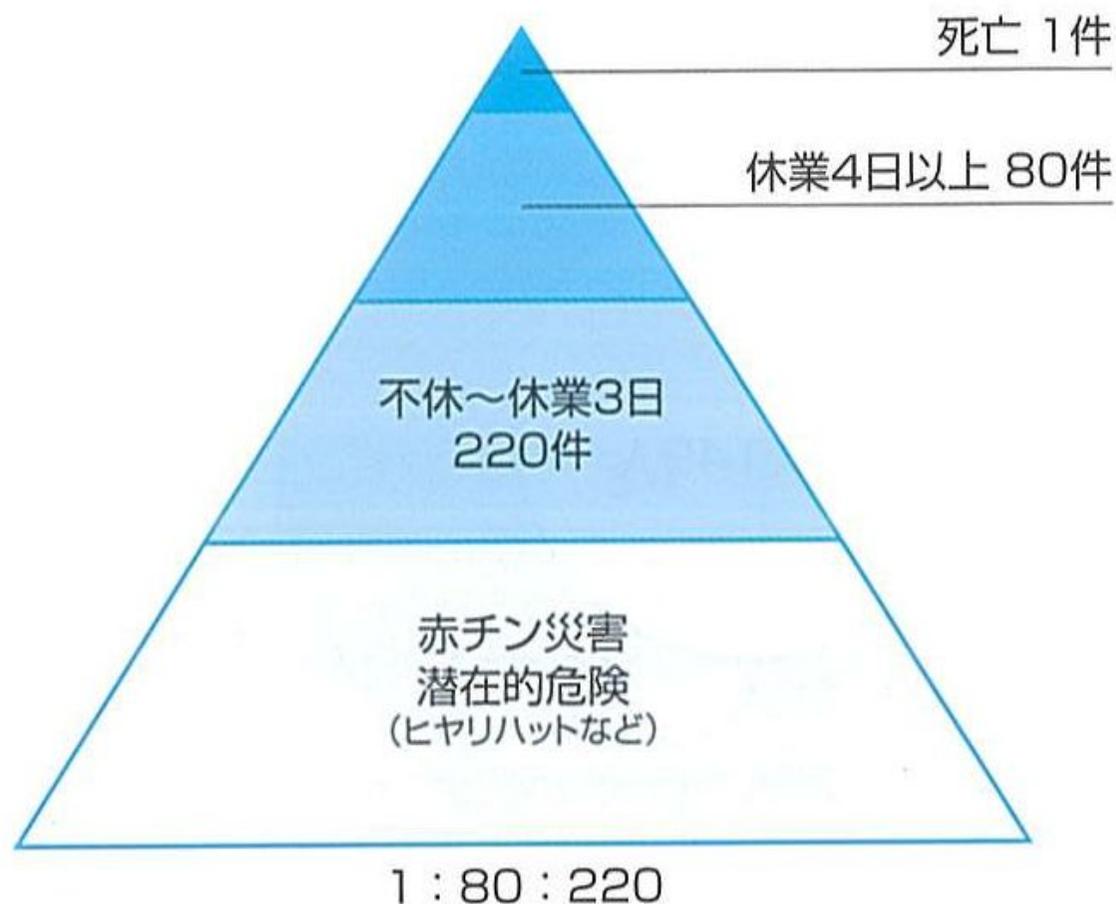
産業医講習予定表

- 第1段階：導入：
法的責任自覚：安全配慮義務違反
- 第2段階：教育内容：
事例説明
- 第3段階：内容の理解：
事例提示
グループ別の検討・発表
- 第4段階：まとめ

安全配慮義務違反（債務不履行責任） に対しての高額化する民事損害賠償

- 結果責任ではなく、予見と結果回避の可能性のある災害を防止する為の手段を尽くしていない
（予防措置不履行責任）

労災の背景

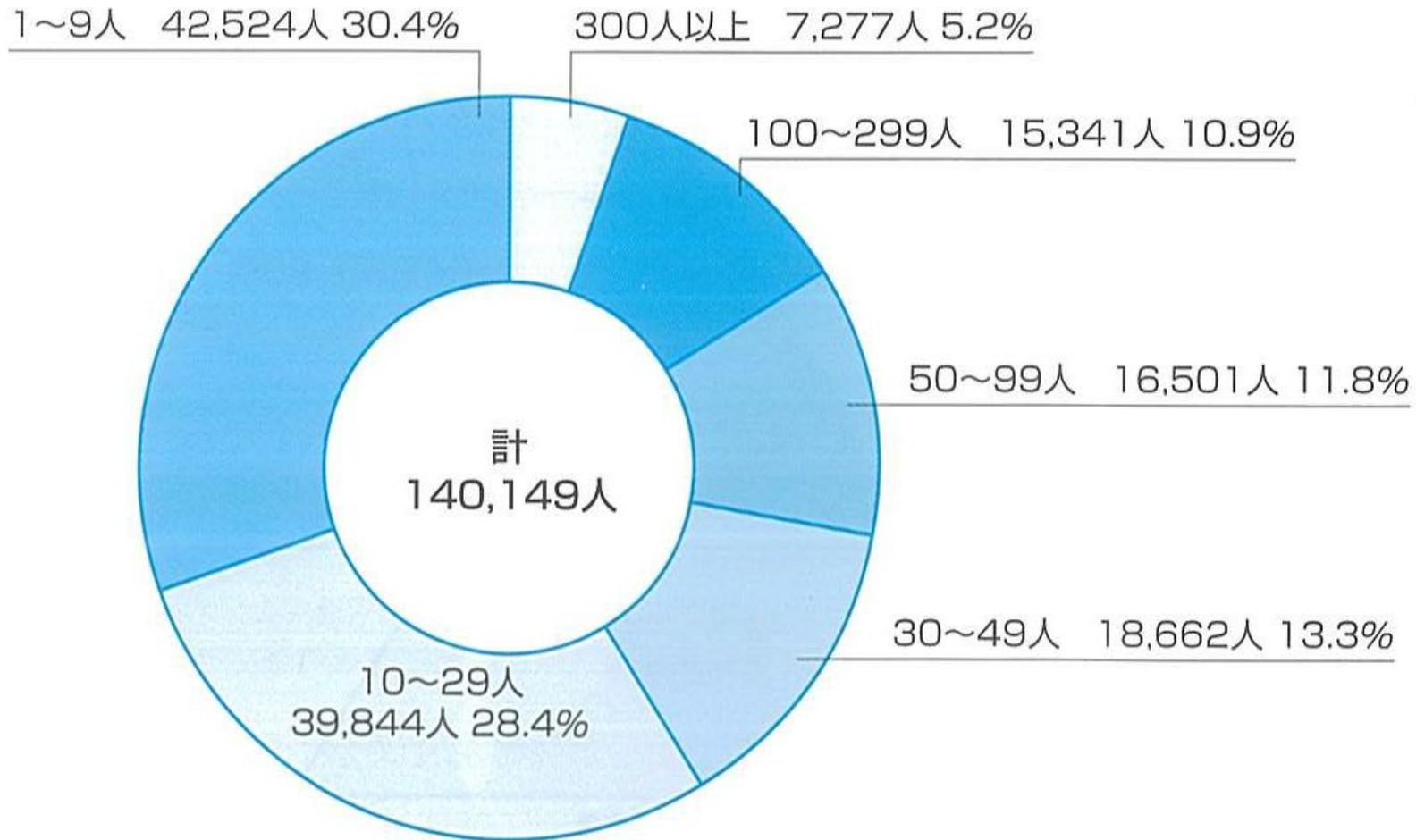


これは、わが国における労働災害の年間発生件数を（死亡）：（休業4日以上）：（不休～休業3日）の比として示したものである。

1件の死傷災害の背景には、多数の潜在危険があるのです。

労働災害の発生構造

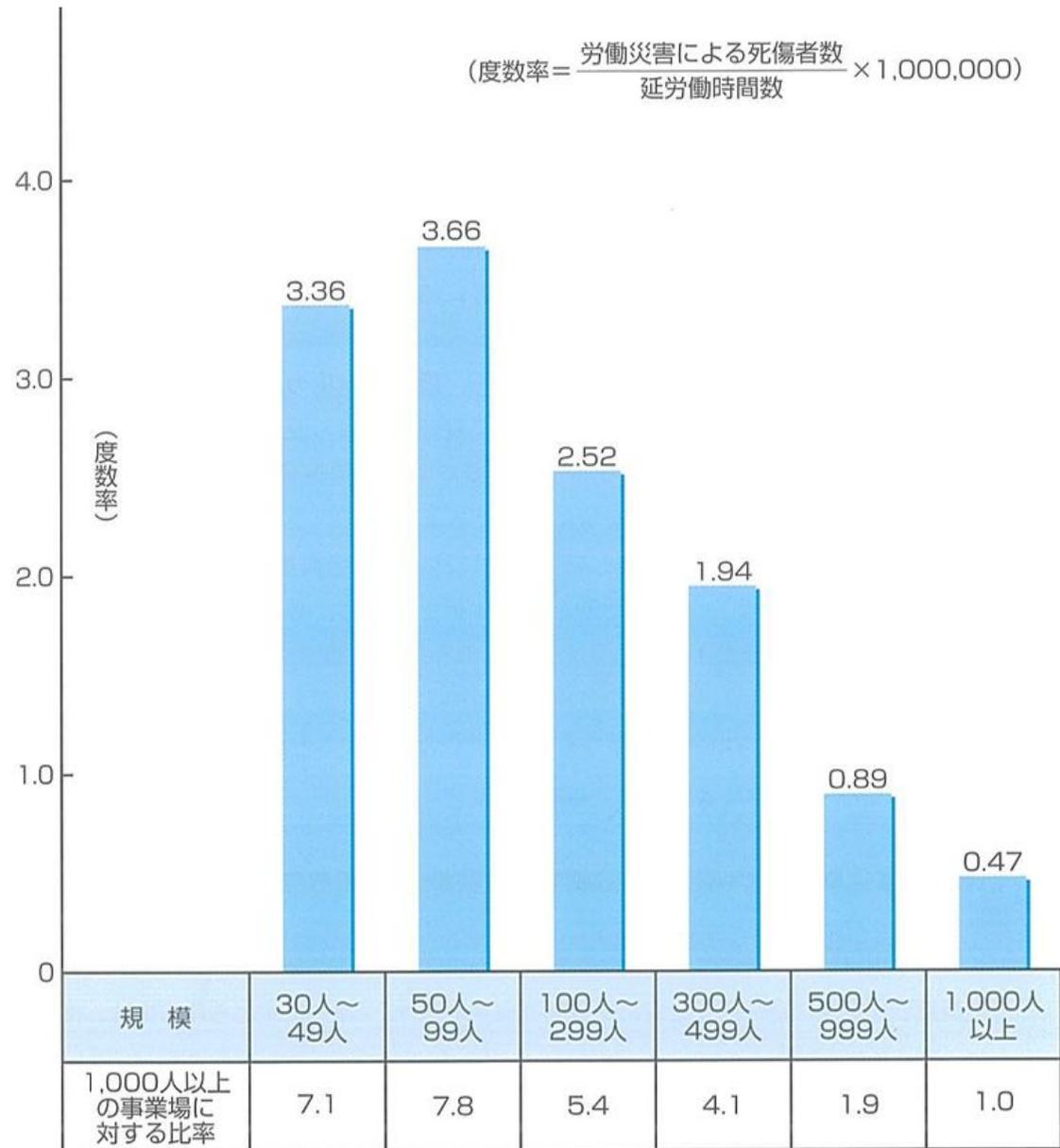
労災は小規模事業所に多い(1)



平成13年事業場規模別死傷災害発生状況
(休業4日以上死傷者数)

(資料出所：中災防「平成14年度 安全の指標」)

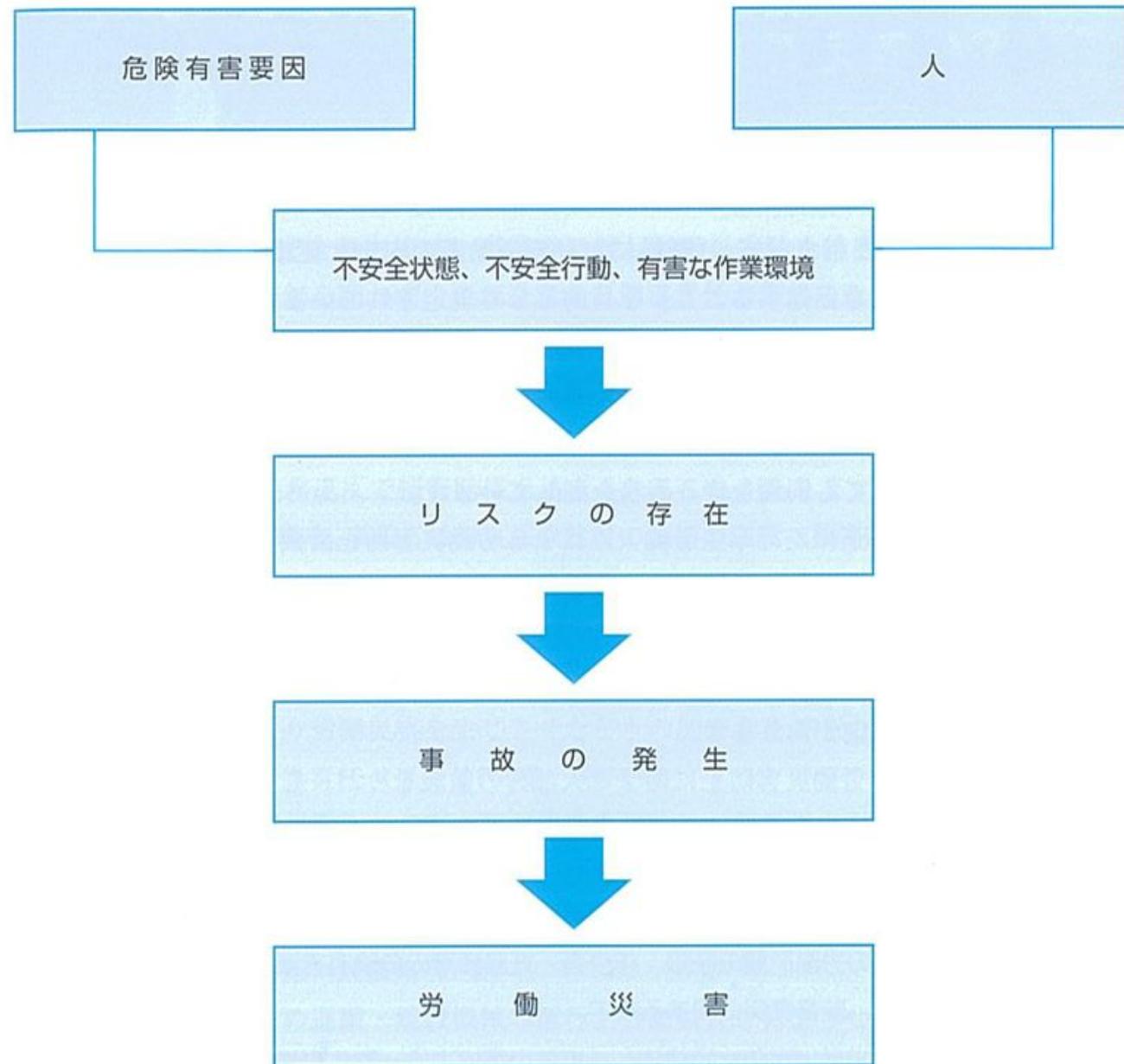
労災は小規模事業所に多い (2)



労働災害の発生率（度数率）を事業場の規模別にみると、事業場の規模が小さくなるにつれて高くなっており、労働者数30～49人規模の事業場においては同1,000人以上規模の事業場の7.1倍となっている。

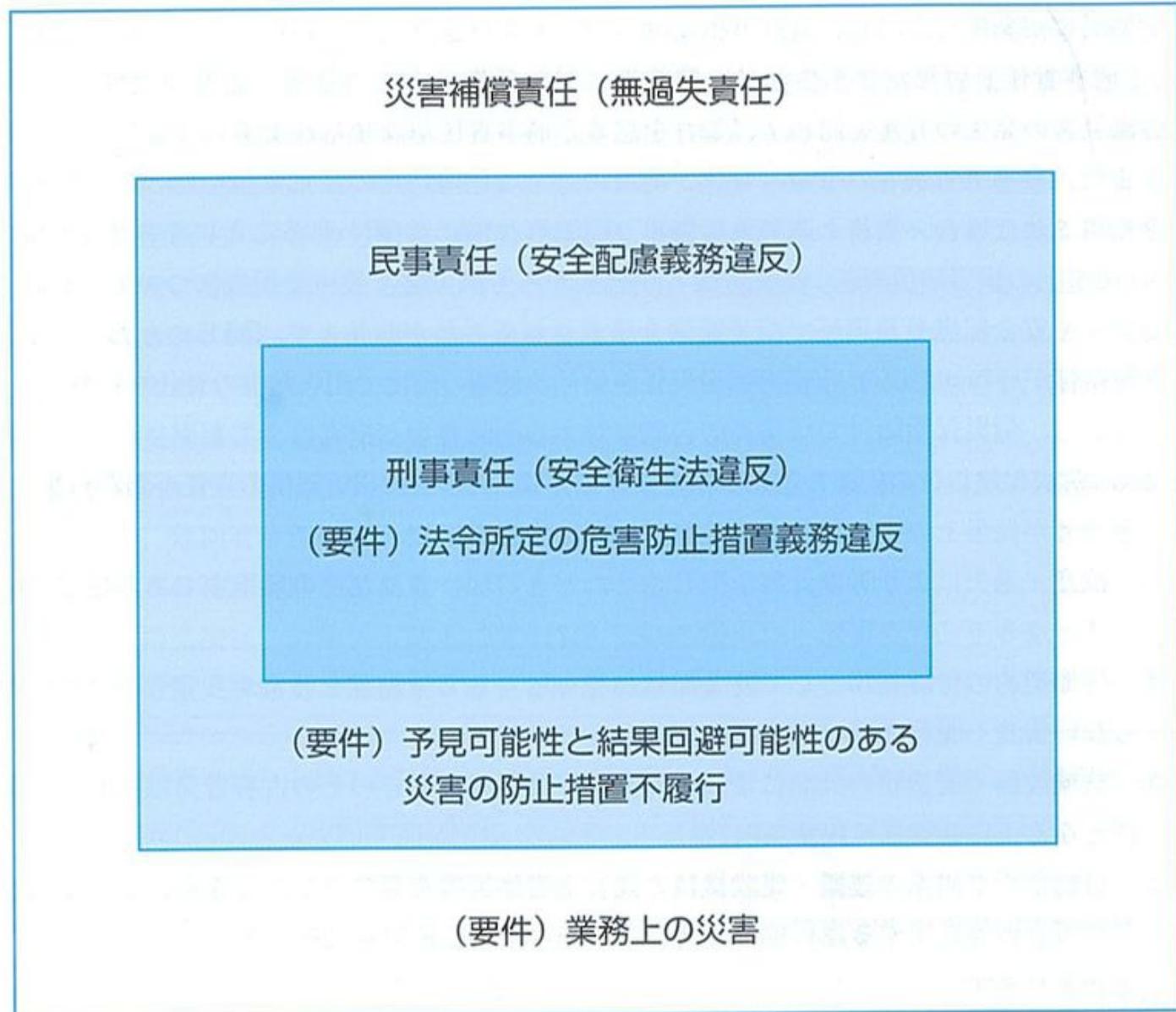
事業場規模別労働災害発生率
(平成12年労働災害動向調査)

労災の発生 要因



危険有害要因が労働災害に至る過程

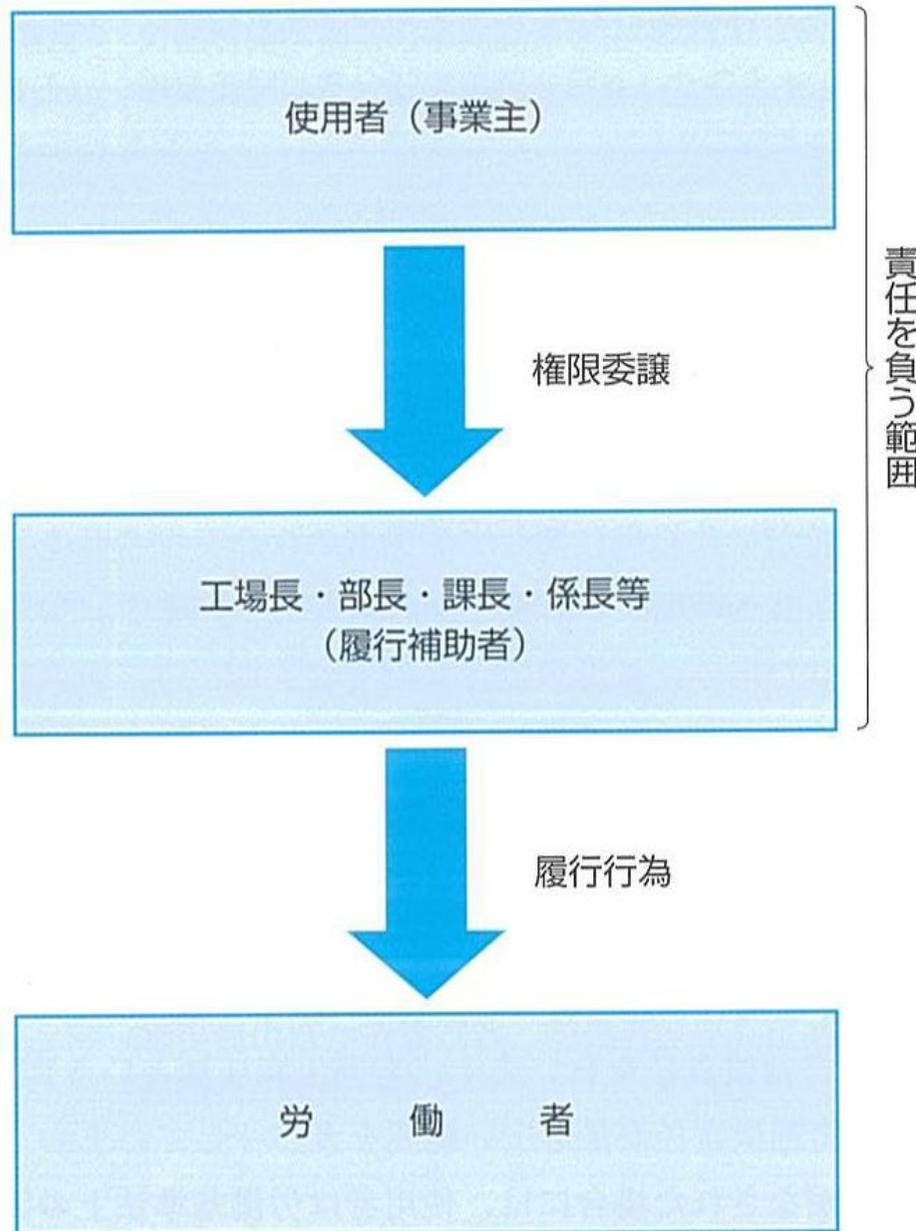
事業者の 責任



労働災害と使用者（事業者）の責任の範囲

民事訴訟：
安全配慮義務
の責任の及ぶ
範囲

〔民事上の責任〕



民事訴訟：安全配慮義務違反と不法行為責任

安全配慮義務違反と不法行為責任の主な違い

責任区分	挙証責任	消滅時効
安全配慮義務違反 (債務不履行責任)	労働者側は損害の事実関係を主張ないし疎明 事業者側は安全配慮義務を尽くしたことを立証	10年
不法行為責任	請求者（労働者側）が相手方（事業者側）の故意 又は過失を立証	3年

責任区分	死亡慰謝料	遅延損害金の発生時期
安全配慮義務違反 (債務不履行責任)	被災者のみに認められ、雇用関係にない遺族には 固有の慰謝料は認められない	損害賠償の 請求があったとき
不法行為責任	被災者のほか遺族（親、配偶者、子）にも固有の 慰謝料が認められる	災害発生日

高額な労災民事損害賠償訴訟の一例、概要(1)

労災事故で障害一級となった被災労働者とその妻に総額1億6,500万円の支払が命じられた三六木工事件（横浜地裁小田原支部平成6年9月27日）があります。

事件の概要

本件は、平成3年2月9日、木材の加工販売等を行う被告会社（労働者数6名の株式会社）にトラック運転手として勤務していた被災者が、ワイヤロープで束ねた重量約850キログラムのチップ原木を、クレーンを用いて大型トラックに積込み作業中、玉掛けに使用していたワイヤロープの末端の環状部分が解けて原木が落下した。

このことにより、頸椎損傷による障害等級第1級の障害を負った災害について、被災者とその妻が被告会社に対し損害賠償を請求した事件です。

被災者とその妻は、被告とその代表取締役が、玉掛け用に使用してはならない台付け用ロープ（物体を固定するために用いるワイヤロープで、物体を吊り上げるために用いる玉掛け用ワイヤロープとは異なる。）を使用し、原則として行ってはならないとされている一本吊りの方法による玉掛けを行い、安全荷重を上回る原木の吊り上げに使用したほか、法定の資格を有しない者に玉掛け作業をさせたうえ、法定の教育を受けていない被災者に移動式クレーンの運転操作を行わせたことに対して、被災者に対する安全配慮義務違反があると主張した。

高額な労災民事損害賠償訴訟の一例、判決(2)

判決要旨

本判決は、被告会社とその代表取締役は、玉掛けに使用してはならない台付け用のワイヤロープを玉掛けに使用し、安全荷重を上回る原木の吊り上げ作業を行わせたため、ワイヤロープのアイ（両端の環状部分のこと）の編み込み部分が荷重に耐えきれずに解けた結果、本件災害が発生したものであるから、安全配慮義務違反があったとして被告会社とその代表取締役の債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償責任を認め、被告会社とその代表取締役に対して、総額約1億6,500万円の損害賠償の支払いを命じた。

高額労災 民事損害 賠償訴訟、 一覧

高額労災民事損害賠償事件

単位：万円

No	事 件 名	事 故 内 容	被害程度、認容額等
1	三六木工事件 (横浜地裁小田原支部平6.9.27)	トラッククレーンを用いて 原木を大型トラックに積み 込み作業中、玉掛ワイヤー が解けて原木が落下	頸椎損傷、1級障害 1億6,524
2	日本電電・市川海事興業事件 (松山地裁昭60.10.3)	海底ケーブル埋設工事中、 潜水病に罹患	1級障害 7,336
3	福岡市水道局事件 (福岡地裁昭56.9.8)	水道工事中、煉瓦塀が倒壊	死亡 7,087
4	電源開発・三井三池製作所等事件 (神戸地裁姫路支部昭56.4.13)	火力発電所の定期修理工事 中、石こうスケールが落下	下半身不随 7,057
5	浅野組・浅地鉄筋事件 (富山地裁高岡支部昭56.3.14・和 解)	クレーンの吊荷（ガスボン ベ）が足場上に落下し、反 動で転落	脊髄損傷 7,000
6	大森電設事件 (札幌地裁平4.5.14)	元請けの支配下で配線工事 中、個人経営者が感電	死亡 6,419
7	東京鍛工所事件 (横浜地裁昭52.2.28、東京高裁昭 54.10.9・和解)	エアークラインダー砥石の 破壊	両目失明、鼻骨欠損 (一審判決 7,595) 和解金額 6,080

(備考：過労自殺関係を除いています。)

引用文献

- 経営者の労働災害防止責任 安全配慮義務Q&A、外井浩志監修、中災防、平成14年(2002年)、東京.